

国务院の製品品質および食品安全の業務強化に関する通知

2007年8月5日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国務院の製品品質および食品安全の業務強化に関する通知

国発[2007]23号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委員会、各直属機関：製品品質および食品の安全業務を強化し、わが国の製品品質水準を全面的に高めるため、ここに関連事項を以下のとおり通知する：

1. 認識を高め、製品品質と食品の安全業務の履行に関する緊迫感と責任感の強化

(1) 製品品質と食品の安全は国民の利益、企業の生存と発展、国家のイメージに関わるものである。党中央、国務院は、製品品質と食品の安全業務をかねてより非常に重視している。各地域、各部門および多くの企業の弛まぬ努力によって、わが国の製品品質の水準は着実に向上し、主に農産物および食品の品質は全体的に安全で、安心できるものになっており、輸出商品の品質面での安全は保障されている。一方で、わが国の一部企業の管理水準は低く、生産条件も劣っており、製品品質には製品のレベルおよび基準、水準の低さ、信頼性の不十分さといった問題が存在し、特に一部の農産物の農薬、動物用薬品残留量は基準超過の問題が際立っており、食品の生産、加工を行う零細企業、小規模加工場には品質に対して潜在的問題が存在していることにも目を向けなければならない。一部の企業は、誠実さや信用度に欠け、法律、法規違反が深刻で、検査、監督・管理をかいくぐることにより、不合格品が国外市場に流入し、相手に弱みを突かれることとなる。対外開放の条件下では、製品品質に問題が起これば、国民の利益に損害を与えるだけでなく、企業の信用にも影を落とし、国際市場における中国製品の全体的イメージに影響を与える。各地域、各部門は、さらに認識を高め、製品品質と食品の安全業務を履行することに関する緊迫感と責任感を高めなければならない。

2. 食品の安全を重点とし、製品品質の監督・管理の全面的な強化

(2) 根本からの品質管理を徹底する。生産許可、強制認証などの方法で、市場参入を厳格化する。特に、健康および安全に関わる製品に対しては、法律、法規に基づき生産許可の条件および市場参入の条件を高める。厳密な食品・食用農産物の安全監督・管理ネットワークを構築し、栽培養殖、生産加工、包装、貯蔵運送、販売などの各段階の監督・管理を強化し、規範化、制度化を履行する。農産物に対しては、産地環境および農薬、動物用薬品、飼料、飼料添加剤などの使用および包装、貯蔵、運送といった段階に対する監督・管理の強化に重きを置く。工業品に対しては、原料の仕入れ、生産加工および製品出荷といった段階に対するコントロール強化に重きを置く。不合格食品が市場に出回ることを厳格に防止する。万が一不合格品が見つかった場合は、必ず撤去、リコールを行う。

(3) 商品棚および食卓での取り締まりを厳しくする。食品入荷検査検収、証書・領収書のチェック、購入販売台帳制度を全面的に実行し、検査およびマーク・ラベル管理を厳格

に行う。食品を扱うすべての業者に対する実名登録制度を実行し、特に農村の食品入荷ルート¹の管理を強化する。飲食衛生監督数量化のレベル別管理制度をさらに強化する。食品、農業資源、日用消耗品を重点とし、製品品質の電子監督・管理ネットワークおよび情報化建設を加速させ、監督・管理手段を常に改善する。

(4) 輸出入商品の検査・検疫を強化する。電子港湾建設の推進を加速させ、品質検査、税関間の通関書類の照合ネットワークをできるだけ早く構築し、法に基づき、検査回避、検査漏れを厳しく取り締まり、問題のある商品の輸出入、特に有害有毒物質および疫病のわが国への進入を厳しく防止する。輸出食品の「企業+拠点+基準化」生産管理モデルを推進し、疫病の発生、農薬・動物用薬品残留の監督・コントロール制度を厳格に実施する。

(5) 集中的に整理整頓を実施する。農村および都市の隣接地区といった重点地域、食品の生産加工を行う小規模加工場などの重点機関、食品など健康および安全に関わる重点製品に対し重点的に整備する。小規模加工場を整理整頓の最重要点とし、品質・安全・衛生の基本条件を満たさないものは、期限内に改善しなければならない。非食品物質の使用、回収食品の原料化、添加剤の濫用などの行為を厳しく調査し、処罰する。同時に、大手企業が、零細企業、小規模加工場が生産水準を高めるようサポートする事を奨励する。食品安全のモデル県および食品安心の郷鎮、食品安心のコミュニティーの建設を積極的に実施する。

(6) 企業が製品品質を高めるよう指導する。すべての企業は法に基づき、生産経営活動に従事し、使用する原料、補助材料、添加剤、農業投入品は、法律法規および国家の強制的な基準に合致していなければならない。健康および安全に関わる製品を生産する企業は、厳格に国家の強制的に定められた基準をクリアしなければならない。企業が国内外市場の変化に応じ、製品設計からアフターサービスにいたる全過程の品質管理体系を構築、健全化し、品質管理を全面的に強化し、製品品質の向上に沿って自主革新能力を強化し、技術の進歩を加速させるよう指導する。自主革新、ブランド経営、商標登録、特許申請などの方法で、自主知的財産権を有する世界的有名ブランドを育成し、「メイドインチャイナ」がハイクオリティ製品のシンボルとなるよう尽力する。

3. 基礎の強化と基準体系および監督・管理のキャパシティービルディングの加速

(7) 基準体系の建設を加速する。国外の先進的な基準状況をタイムリーに把握し、技術基準のサービスプラットフォームおよび基準の制定・修正スピード緊急メカニズムを健全化し、国家基準を整備し、健康と安全に関わる主要な指標を国際基準に合致させる。食品基準の制定、修正業務に取り組み、早い段階で科学的かつ統一的で権威のある食品基準体系を形成する。企業に競争力があり、現行の国家基準を上回る企業の内部統制基準を制定するよう奨励する。

(8) 監督・管理のキャパシティービルディングを強化する。各監督・管理部門は重点を基層部に移し、基層部を把握し、基礎を強化し、第一線での法の執行力を充実させ、第一

線での監督・管理業務を強化しなければならない。各級財政は、投入を増加し、各監督、管理部門の第一線を重点とする装備建設を強化し、先進設備を配備し、監督・管理業務に存在する「検査不能、検出不能、不正確な検査、緩慢な検査」といった問題を解決する。各監督・管理部門は、協力を強化し、現行の検査・テスト資源を十二分に利用し、テスト技術水準および監督・管理能力を高める。

4. 対外業務の強化と保護貿易および差別待遇への適切な対応

(9) 対外交渉の度合いを強化する。製品品質および食品の安全の名を借りた保護貿易および差別待遇に断固反対する。関連部門、輸出入商会、工業協会および企業は随時、事実を明らかにし、積極的に対応し、必要な場合は法的手段により、合法的な権益を保護する。

(10) 国際的な交流・協力を強化する。関連する国家の対応部門との対話、協議を強化し、国外の関連産業協会および企業との交流・協力を積極的に行い、国際ルールを順守し、製品品質および食品の安全問題における意見の食い違いをなくす。輸出先政府および世界貿易機関（WTO）、国連食糧農業機関（FAO）および世界保健機関（WHO）といった国際機関との情報交換を強化する。業界協会、輸出入商会および企業などの様々なルートを十分活用し、広範なコミュニケーションを図り、交流を増やし、理解を深め、支持を得る。

5. 緊急対応メカニズムの整備と突発的事件事故への適切な対応

(11) リスクの早期警報およびスピード反応メカニズムの健全化を図り、製品品質および食品の安全の突出した事件を防止し、適切に処理する。製品品質および食品の安全の突発的イベントが発生した場合は、関連地方および部門は「直ちに報告、迅速に介入、科学的な研究・判断、適切な処理」を行わなければならない。食品の安全に関する事故の緊急処理、食源性疾病防治対策などを重点的に強化、特に学校、建設現場などの食堂での集団食中毒事件を防止する。

6. 世論の把握業務の全面的な強化と世論の正確な方向性の堅持

(12) 世論・広報を強化し、中国製品の良好なイメージを樹立する。早い時期に『中国食品安全白書』を起草・発布し、中国政府および多くの企業が食品安全保障の向上のために行っている努力と得られた成果を、事実に基づき全面的に説明する。各メディアによる有名優良企業および検査機関へのインタビューを行い、中国企業および中国製品の主流を一層理解してもらい、積極的な世論の声を導き出す。

(13) 科学的で権威があり、高効率で統一された製品品質および食品の安全情報公開制度を構築する。関連監督・管理部門は、自発的に製品品質および食品の安全情報を開示し、問題の調査・処罰、業務の改善情報を適時公開し、国民の知る権利および監督権を保障する。統一された食品の安全情報公開および協議制度の構築に取り組み、定期的に共同で情報を公開する。万が一問題が起きた場合は、事実確認を行い、統一規格に従い、迅速かつ

適切に情報を公開する。反応が比較的大きい問題は、逐一事実を調査し、適時事実を明らかにし、問題を回避してはならない。

(14) 世論の監督作用を発揮する。ニュースメディアによる世論監督の実施を奨励、支援し、劣悪コピー商品の製造販売行為を世間に公表し、製品品質および食品の安全業務の改善を推進し、適時問題を解決する。各級の各メディアに対する管理を強化し、ニュースに携わる者の職業道徳教育を強化する。悪意を持って騒ぎ立てたり、虚偽情報を捏造や放送したメディア、個人は法に基づき処理する。

7. 製品品質の信用体系を重点とし、品質法制建設および広報・教育の強化

(15) 『国務院の食品などの製品の安全監督管理の強化に関する特別規定』を真摯に実施する。『国務院の食品などの製品の安全監督管理の強化に関する特別規定』の徹底により、法律法規間の系統性および協調性を強化し、法の抜け道をなくし、厳密な監督・管理を行う。行政執行および刑事・司法を緊密にリンクさせ、違法行為に対する処罰を強化し、違法のコストを増加させ、法に基づいて品質に関する各種法律違反、法規違反行為を取り締まる。同時に、製品品質および食品の安全に関する業務の法律法規行為の健全化を促す。また、製品品質および食品の安全に関する業務の法律法規体系の整備を加速させ、食品衛生法、計量法、国境衛生検疫法などの法律法規を検討、修正する。

(16) 法執行責任追及制度を実施する。行政監察および法執行監督・検査を強化し、許認可の重複、監督・管理不足、少数の法執行部門および人員の「法の不執行」・「違法執行」といった問題を調査し、是正・処罰する。犯罪に発展した場合は、法に基づき関係者の責任を追及する。管理・監督不行き届きで、重大な結果をもたらした場合は、法に基づき主要責任者、直接責任を負う主管者およびその他直接的に関わる責任者の責任を追及する。地方保護、地域封鎖を行った場合は、是正する。重大な結果をもたらした、または劣悪な影響を与えた場合は、関連地方政府指導者および関連部門責任者の責任を追及する。商業的な収賄対策と結び付け、品質に関する法律・法規違反を容認、庇護した機関、個人を法に基づき処罰する。

(17) 信用体系建設を加速する。製品品質および食品の安全を重点とし、信用体系の建設および広報、教育を加速する。品質競争力指数を公開し、地方経済社会発展評価体系に取り入れる。各種商会、協会の役割を積極的に発揮し、業界の自立を促す。企業に対する管理および研修を強化し、法制観念を強化し、品質および信用の意識を樹立し、社会的責任感を養う。企業の製品品質状況を信用度の重要な評価指標とし、信用資料を作成する。法を順守した経営を行い、品質が行き届いている企業に対しては、広報を強化し、良質のサービスを提供し、便宜を図る。管理が脆弱な企業に対しては、監督・管理および巡視の度合いを強め、偽物を製造、販売した企業に対しては、法に基づき処理した上で、「ブラックリスト」に掲載し公表する。製品品質および食品の安全に関する知識の普及に力を入れ、国民の品質意識および偽物防止、偽物の識別能力を向上しなければならない。また、クレ

ーム制度の構築、健全化を図り、社会的監督作用を発揮させる。

8. 指導の強化と製品品質および食品の安全監督管理責任の明確化

(18) 製品品質および食品の安全に関する業務への指導を強化する。国务院の製品品質および食品安全指導チームを立ち上げ、製品品質および食品の安全に関する業務の重大な問題に対して統一した調整を行い、関連重大行動の統一手配を行う。地方各級人民政府も当地域の製品品質および食品の安全に関する業務の組織、指導を適切に強化しなければならず、主要責任者が自ら執り行うこととする。各管理監督部門が法に基き、職責を履行するよう強力に支援し、彼らの業務実施に良好な条件を提供する。

(19) 地方人民政府の監督・管理部門の責任を強化する。県級以上の地方人民政府は、当行政区内の製品品質および食品の安全の監督管理に対するすべての責任を負う。各地方、各関連部門は各自がその責務を負って、職を全うし、当該行政区および当該業種の製品をしっかりと管理する。各監督・管理部門は、職責範囲内で全面的な監督管理を行い、営業許可を持っている生産経営者だけでなく、営業許可を持っていない生産経営者も管理する。権利と監督・管理責任は一致しなければならず、営業許可の発行者が監督・管理を行い、責任を負わなければならない。企業は自社が生産した製品の品質と安全に責任を持ち、法律法規に基づき生産経営に従事し、監督・管理部門の監督・検査を受けなければならない。検査・テスト機関は、発行した検査テスト報告に対し法的責任を負う。